

# 財政援助団体等監査



# 目 次

## 財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	2
第3	監査の方法	2
第4	監査の結果	2

### 財政援助団体（補助金等交付団体）

高知市老人クラブ連合会	3
-------------	---

### 出資団体

公益財団法人 高知市文化振興事業団	6
-------------------	---

### 指定管理者（高知市江ノロコミュニティセンター及び江ノロ市民図書館）

高知市江ノロコミュニティセンター運営委員会	8
-----------------------	---

## 高知市監査委員定期監査等結果に係る取扱基準

区分	評価の基準
指摘	<p>次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの</p> <p>(1) 法令等（条例、規則、要綱、要領、基準等を含む。以下同じ。）に違反する事務手続で、市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれのあるもの</p> <p>(2) 正確性、経済性、効率性、有効性等に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続</p> <p>(3) 行財政運営、内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続</p> <p>(4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており、何らかの改善を要するもの</p> <p>(5) その他、監査委員が、指摘事項とすることが必要であると認めるもの</p>
指導	<p>指摘の(1)から(4)までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が、指導することが必要であると認めるもの</p>
意見	<p>(1) 経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認めるもの</p> <p>(2) その他監査委員が、特に要望する必要があると認めるもの</p>
勧告	<p>定期監査等の結果に関する報告のうち、監査委員が、議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認めるもの</p>



8 重高監第 4 号

令和 8 年 4 月 17 日

高知市長                    桑 名 龍 吾                    様  
高知市議会議長        清 水 お さ む                様

高知市監査委員    細 川 哲 也  
高知市監査委員    金 子        努  
高知市監査委員    高 木        妙  
高知市監査委員    藤 川 裕 介

令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、  
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し  
ます。



# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

令和6年度に財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、また、出資している団体で地方自治法施行令第140条の7で定めるもののうち、主として令和6年度の事務事業の執行状況、さらに、公の施設の管理を行わせているものは、主として令和6年度の当該施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行について、次の団体を監査の対象とした。

### 財政援助団体（補助金等交付団体）

団 体 名	補 助 金 等 の 名 称	所 管 課
高知市老人クラブ連合会	高知市老人クラブ等運営事業費補助金	健康福祉部 高齢者支援課

### 出 資 団 体

出 資 団 体 名	所 管 課
公益財団法人 高知市文化振興事業団	文化観光スポーツ部 文化振興課

### 指 定 管 理 者

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所 管 課
高知市江ノロコミュニティセンター運営委員会	高知市江ノロコミュニティセンター 及び江ノロ市民図書館	市民協働部 地域コミュニティ推進課 教育委員会事務局 図書館・科学館課

## 第2 監査の期間

補助金等交付団体	令和7年10月23日から令和8年3月27日まで
出資団体	令和7年11月19日から令和8年3月27日まで
指定管理者	令和7年9月8日から令和8年3月27日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、高知市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、必要に応じてそれぞれの関係者及び関係職員から説明を受け、質疑を行うとともに、現地に出向き監査を実施した。

なお、補助金等を所管している課の当該補助金等に係る事務及び指定管理施設を所管している課の指定管理に係る事務の執行についても監査を実施した。

## 第4 監査の結果

前述のとおり監査を実施した限り、重要な点において、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項（9件）が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

また、これらのほかにも、軽易な事項について、改善又は検討を要する事項が見受けられたが、指導事項（8件）として別途指導しているので、留意されたい。

以下、監査対象別に監査の結果を述べることとする。

財政援助団体（補助金等交付団体）  
高知市老人クラブ連合会

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市老人クラブ等運営事業費補助金  
 (2) 補助金額 14,303,510円  
 (3) 所管課 健康福祉部 高齢者支援課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づく老人福祉の増進を図るため、単位老人クラブ（※）及び単位老人クラブにより構成された高知市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）が実施する事業に要する経費に対し、補助を行うものである。

※市内に居住するおおむね60歳以上の会員を20人以上有しているもので、会員相互の親睦等を図ることを目的とした団体（103クラブ）

- (1) 交付決定日 令和6年4月1日  
 (2) 支払方法 概算払  
 (3) 補助金額確定日 令和7年3月31日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入等年月日	収入金額	返還金額	補助金確定額
令和6年6月20日	4,944,000	0	14,303,510
令和6年7月5日	4,990,286	0	
令和6年12月20日	4,990,285	0	
令和7年5月15日	0	621,061	
合計	14,924,571	621,061	14,303,510

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

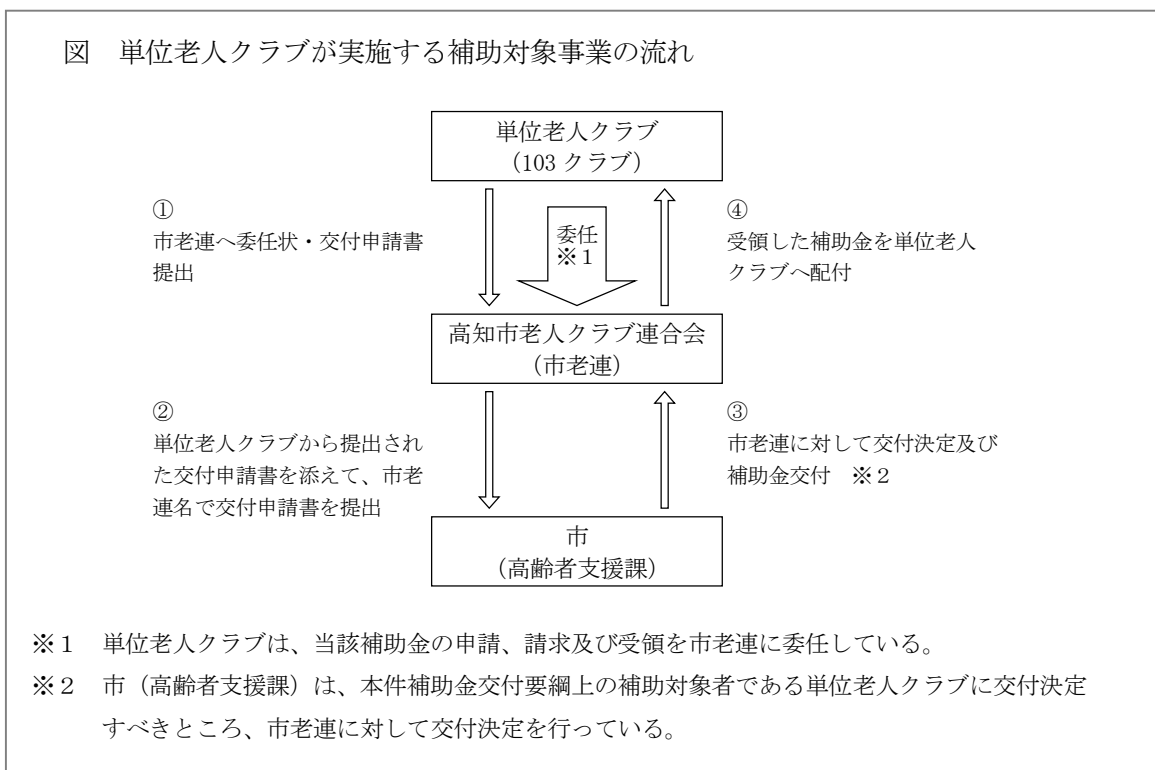
収入	金額	支出	金額
高知市補助金 (うち市老連分) (うち単位老人クラブ分)	14,303,510 (9,560,059) (4,743,451)	事業費	17,288,298
その他の収入	2,984,788		
合計	17,288,298		

## 5 監査の結果

本件補助金は、単位老人クラブ及び市老連が実施する補助対象事業に要する経費に対して、補助を行うものである。このうち、単位老人クラブが実施する補助対象事業については、下記の図のとおり、市老連が全 103 単位老人クラブからの委任に基づき、補助金の申請、請求及び市からの補助金の受領を行い、市から受領した補助金を単位老人クラブへ配付するとともに、実績報告についても、全 103 単位老人クラブの実績をとりまとめ、市へ報告を行っている。

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を監査したところ、市老連が実施する補助対象事業については、おおむね適正に実施されていると認められたものの、単位老人クラブが実施する補助対象事業については、次のとおり改善を要する事態が認められた。

市老連においては、今後の事務執行の適正化に万全を期されたい。



### (1) 補助金から補助対象外経費を差し引いて配付しているもの

市老連から各単位老人クラブに配付する補助金に係る一連の書類を監査したところ、市老連では、市からの補助金を受領（図の③）した後、単位老人クラブへ配付（図の④）する際に、単位老人クラブが市老連に納める負担金相当額をあらかじめ差し引き、その残額を単位老人クラブへ配付している事態が見受けられた。

本件補助金交付要綱第5条によれば、単位老人クラブが市老連に納める負担金については、補助対象外経費とされており、また、当該負担金は運営に必要な費用として別途徴収されるべきものであることから、市老連が市から受領した補助金から負担金相当額を差し引いて配付することは適切とは認められない。

補助金の配付については適切に行われたい。

## 健康福祉部高齢者支援課における補助金交付事務について

高知市老人クラブ等運営事業費補助金に係る一連の書類を監査したところ、単位老人クラブが実施する補助対象事業について、交付決定を適正にしていなかったり、補助対象者への指導を十分にしていなかったことから、補助事業に係る関係書類に多数の誤りや不備が見受けられたり、実績報告の審査を適切に行っていないなど、次のとおり改善を要する事項が認められた。

所管課においては、今後の事務執行の適正化に向けて直ちに是正改善されたい。

### (1) 交付決定を適正にしていないもの

補助金の交付決定を適正にしていない事態が見受けられた。

本件補助金交付要綱第4条第1項によれば、単位老人クラブが実施する補助対象事業に係る補助金については、補助対象者が単位老人クラブとされているにもかかわらず、所管課は補助金計4,944,000円の交付決定を、単位老人クラブではなく、市老連に対して行っている。

補助金の交付決定は、同交付要綱に定められた補助対象者に対して行わなければならない。補助金の交付決定については、同交付要綱等に基づき適正に行われたい。

### (2) 実績報告の審査を適切に行っていないもの

単位老人クラブから提出された実績報告の審査について、適切に行っていない事態が見受けられた。

本件補助金交付要綱第12条、第17条及び第18条によれば、補助事業者から実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金額を確定すること、また補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うこと、さらに補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備することとされている。

そこで、市老連を通じて提出された関係書類を監査したところ、全103単位老人クラブから提出された実績報告(補助金計4,743,451円)について、次のような事態が多数見受けられた。

- ア 補助対象外経費が計上されているもの
- イ 補助対象年度以外の経費が計上されているもの
- ウ 帳簿が未作成のもの
- エ 領収書が未保存のもの
- オ 帳簿と実績額が一致していないもの
- カ 領収書と実績額が一致していないもの
- キ 領収書に不備があるもの

本件は、単位老人クラブの補助金に係る会計事務等の理解不足にもよるが、実績報告の審査を適切に行っていなかったり、単位老人クラブへの指導が十分でなかったりしたことなどによると認められる。

多数の単位老人クラブにおいて、このような事態が見受けられたことは適切とは認められないことから、所管課において、以下のとおり、直ちに是正改善するよう求める。

- ① 補助対象者に対して、同交付要綱等に定める補助対象経費の範囲について周知徹底するとともに、補助対象外経費や、補助対象年度以外の経費を計上しないよう指導すること
- ② 関係書類の整備・保存について、具体的な改善策を検討のうえ、補助事業者に対して、周知・指導を徹底すること
- ③ 実績報告の審査に当たっては、補助事業者が整備した帳簿や領収書等の関係書類に基づき、厳正に行うこと

## 出資団体

### 公益財団法人 高知市文化振興事業団

#### 1 法人の概要について

##### (1) 設立年月日

昭和 59 年 5 月 30 日（平成 24 年 4 月 1 日 財団法人から公益財団法人へ移行）

##### (2) 設立の目的

当法人は、市民の文化活動の振興並びに市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行い、もって豊かな市民文化の創造と文化的な都市づくりに寄与することを目的とする。

##### (3) 事業の概要

当法人の定款第 4 条に定められた事業は、次のとおりである。

- ① 市民の文化活動の振興に資する展覧会、演奏会、発表会、講演会等の開催
- ② 学術研究の助成及び出版物の発行
- ③ 美術品・文化財等の収集、保存
- ④ 市民の自主的文化活動の助成
- ⑤ 市民文化の振興に関する調査研究
- ⑥ 高知市の委託を受けて行う市民の生涯学習活動の振興に関する事業の実施
- ⑦ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

#### 2 出資金について

当法人における出資金は 1,000 万円であり、全額を高知市が出資しているものである。（令和 7 年 3 月 31 日現在）

上記出資金は、当法人において、定款第 5 条の規定に基づき、全額基本財産とされており、定期預金として管理されている。

また、出資証は、会計管理者において保管されている。

#### 3 決算状況について

令和 6 年度の決算状況は、経常収益 2 億 5,330 万円に対し、経常費用 2 億 5,249 万円で、経常収支は 80 万円の黒字となっており、経常外収支は生じていないことから、当期の一般正味財産は 80 万円の増額となっている。また、指定正味財産から一般正味財産への振替により、当期の指定正味財産は 5 万円の減額となっている。

正味財産期首残高 5,898 万円に、当期正味財産増減額を加えた、正味財産期末残高は 5,974 万円となっている。

#### 4 事業の実施状況について

当法人は、自主文化事業、高知市文化祭事業、中央公民館事業及び横山隆一記念まんが館事業等を実施している。

自主文化事業は、高知市文化振興事業団事業推進指針（計画期間平成 27 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に定めた基本理念「市民による芸術・文化の創造活動の日常化」を実現するための目標に沿って、話題性や多様性のあるプログラムを提供している。令和 6 年度においては、各種公演の主催のほか、高知の音楽活性化事業「松本蘭 ヴァイオリンリサイタル」及びそのアウトリ

一ちとして小学校等への訪問、高知の若手美術作家の育成を目的とした2か年を1期とする「柴田恵子芸術振興基金 高知若手美術作家育成事業」等を行っている。高知市文化祭事業は、27行事への助成、高知市展の実施等、市民への芸術文化の鑑賞機会を提供しており、中央公民館事業は、市民学校や第73回夏季大学等を、横山隆一記念まんが館事業は、独自の企画展や、「まんさいーこうちまんがフェスティバル 21st.」等のイベントを実施している。

## 5 監査の結果

当法人に係る出納その他の事務の執行について調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

### (1) 契約に関する事務手続を適正にしていないもの

契約に関する事務手続について、適正にしていない事態が多数見受けられた。

当法人の会計規程第46条第5項によれば、契約事務の処理については高知市の例によると規定されているにもかかわらず、契約金額が50万円を超える契約において契約書を作成していなかったり、50万円以下の契約において請書等を徴しないことが常態化したりしており、事務処理が適正に行われていないものである。

契約事務については、同規程及び高知市契約規則に基づき適正に行われたい。

#### ア 契約書の作成について

第73回高知市夏季大学の会場整理等に係る業務について、契約金額が677,600円（税込）と50万円を超えるにもかかわらず、契約書を作成していなかった。

市の契約規則第36条第1項第1号によれば、契約金額が50万円を超えない契約の場合は契約書の作成を省略することができるが、本件は50万円を超えており、契約書の作成を省略することはできない。

#### イ 請書等の徴収について

第73回高知市夏季大学の看板および演台の製作等の発注ほか、契約金額が50万円を超えないことから契約書の作成を省略している契約について、請書等を徴しないことが常態化しているものである。

市の契約規則第36条第2項によれば、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴しなければならないとされている。

## 指定管理者

### 高知市江ノロコミュニティセンター運営委員会

#### 1 指定管理の概要について

##### (1) 施設名

高知市江ノロコミュニティセンター及び江ノロ市民図書館

##### (2) 所管課

市民協働部 地域コミュニティ推進課  
教育委員会事務局 図書館・科学館課

##### (3) 指定管理期間・指名公募の別

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年）・指名

##### (4) 施設の設置目的

<江ノロコミュニティセンター>

市民の自主的なコミュニティ活動及び生涯学習活動並びに地域の防災及び減災に関する様々な活動を推進することにより、地域への愛着を育むとともに、市民相互の交流を深め、地域文化の向上と連帯感あふれる豊かな地域社会の形成を目指すことを目的とする。

<江ノロ市民図書館>

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資し、もって市民の自主的・自発的な学習活動及び生活や仕事、地域における課題の解決に向けた活動を支援することにより、市民社会の発展に寄与することを目的とする。

##### (5) 業務内容

- ア 施設及び設備の利用に関すること
- イ 施設及び設備の維持管理に関すること（図書館部分の運営業務は指定管理の対象外）
- ウ センター事業の運営に関すること
- エ 管理運営のための体制の整備に関すること
- オ 利用料金に関すること

##### (6) 施設の内容

エントランスホール、コミュニティサロン、会議室、図書館、和室、大ホール

## 2 施設の利用状況

### <江ノロコミュニティセンター>

項目	区分	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）		310	307
利用者数（人）		27,544	30,824

### <江ノロ市民図書館>

項目	区分	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）		282	281
利用者数（人）		20,949	19,667

## 3 指定管理に係る収支状況

（単位：千円）

項目	区分	令和5年度	令和6年度
<b>収入</b>			
指定管理料		16,214	16,792
利用料金収入		2,625	2,862
事業収入		0	0
その他収入		38	29
<b>収入計（A）</b>		<b>18,877</b>	<b>19,683</b>
<b>支出</b>			
人件費		8,173	9,080
光熱水費		3,036	3,540
保険料		9	9
委託料		4,466	3,791
修繕費		1,282	1,259
事業費		444	456
消費税及び地方消費税		846	879
その他の公課費		0	0
事業所税		0	0
その他支出		621	669
<b>支出計（B）</b>		<b>18,877</b>	<b>19,683</b>
<b>事業収支（A）－（B）</b>		<b>0</b>	<b>0</b>

#### 4 監査の結果

出納その他の事務の執行については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

##### (1) 現金の管理状況を記載した帳簿を作成していないもの

現金で収納している施設の利用料金について、現金出納簿等を作成していない事態が見受けられた。

本件コミュニティセンターの利用料金は、窓口において現金で収納しており、現地調査において管理状況を確認したところ、日々の出納状況を記録する現金出納簿等を作成しておらず、レジスターのレシートにより月単位で収入額を確認していた。

また、利用料金の金融機関への入金状況を通帳で確認すると、令和6年4月2日から同年5月5日分の収納金計316,650円を翌7年2月25日にまとめて入金しており、収納してから金融機関に入金するまで約11か月に渡り金庫に保管していた。

このように、現金出納簿等を作成しておらず、日々の出納状況の記録もない状況で多額の現金を金庫で保管することは、現金の紛失などのリスクが極めて高く適正とは認められない。

現金で収納している施設の利用料金については、日々の出納状況を正確に把握し管理できるように現金出納簿等を作成し、速やかに金融機関へ入金されたい。

##### (2) 指定管理料が過大となっているもの

高知市江ノロコミュニティセンター及び江ノロ市民図書館管理運営業務に係る指定管理料について、過大となっている事態が見受けられた。

指定管理者の自主事業である育児サロン事業については、指定管理料とは別に市から補助金交付決定を受け事業費を支出しているものであるが、指定管理業務の年度終了実績報告書に添付の決算書において、当該補助対象経費は支出額に計上されているものの、補助金交付額が収入額に計上されていなかった。

これは、当該補助金の実際の受入日が翌年5月となることから翌年度の収入として取り扱うものと誤認していたためであるが、本件指定管理料は収入額から自主事業の経費を含む支出額を差し引いた額で返還金を算定しており、当年度において補助金交付額の一部相当額(21,361円)が過大となっているものである。

指定管理料の実績報告については、所管課と会計処理の方法を確認し、指定管理料が過大とまらないよう適正に行われたい。

なお、過大となっている指定管理料については、翌年度の指定管理料の精算の際に調整を行うこととしている。

#### 市民協働部地域コミュニティ推進課における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

##### (1) 現金の管理状況を記載した帳簿を作成していないが、指導等を行っていないもの

利用料金等の管理について、指定管理者が現金の管理状況を記載した帳簿を作成していないにもかかわらず、所管課において指導等を行っていない事態が見受けられた。

本件コミュニティセンターの利用料金は、窓口において現金で収納しており、現地調査において管理状況を確認したところ、日々の出納状況を記録する現金出納簿等を作成しておらず、レジスターのレシートにより月単位で収入額を確認していた。

また、利用料金等の金融機関への入金状況を通帳で確認すると、令和6年4月2日から同年5月5日分の収納金計316,650円を翌7年2月25日にまとめて入金しており、収納してから金融機関に入金するまで約11か月に渡り金庫に保管していた。

しかし、指定管理業務の年度終了実績報告の際に提出された収支決算書の確認の際に、運営委員会の内部監査を経た総会で承認された決算書と同一であることをもって、適正と判断し、現金出納簿等の帳簿を求めていなかったことにより、帳簿の作成ができていないことや長期間現金を金庫内に保管している事態を把握できず、指導等が行えていなかったものである。

このように、現金出納簿等を作成しておらず、日々の出納状況の記録もない状況で多額の現金を金庫で保管することは、現金の紛失などのリスクが極めて高く適正とは認められない。

指定管理業務の実績報告については、提出された収支決算書等の根拠資料となる現金出納簿等の提出を求め、指導等を適正に行われたい。

## (2) 指定管理料を過大に支払っているもの

高知市江ノロコミュニティセンターに係る指定管理料について、過大に支払っている事態が見受けられた。

指定管理者の自主事業である育児サロン事業については、指定管理料とは別に市から補助金交付決定を受け事業費を支出しているものであるが、指定管理料の算定に当たり、指定管理業務の年度終了実績報告書に添付の決算書において、当該補助対象経費は支出額に計上されているものの、補助金交付額が収入額に計上されていなかった。

指定管理者は、当該補助金の実際の受入日が翌年5月となることから翌年度の収入として取り扱うものと誤認し、収入額から自主事業の経費を含む支出額を差し引いた額で返還金を算定したため、補助金交付額の一部相当額(21,361円)が過大となっているものである。

指定管理料の実績報告については、指定管理者側と会計処理の方法を確認し、指定管理料の支払が過大とならないよう適正に審査を行われたい。

なお、過大となっている指定管理料については、翌年度の指定管理料の精算の際に調整を行うこととしている。

## 教育委員会事務局図書館・科学館課における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

### (1) 現金の管理状況を記載した帳簿を作成していないが、指導等を行っていないもの

利用料金等の管理について、指定管理者が現金の管理状況を記載した帳簿を作成していないにもかかわらず、所管課において指導等を行っていない事態が見受けられた。

本件コミュニティセンターの利用料金は、窓口において現金で収納しており、現地調査において管理状況を確認したところ、日々の出納状況を記録する現金出納簿等を作成しておらず、レジスターのレシートにより月単位で収入額を確認していた。

また、利用料金等の金融機関への入金状況を通帳で確認すると、令和6年4月2日から同年5月5日分の収納金計316,650円を翌7年2月25日にまとめて入金しており、収納してから金融機関に入金するまで約11か月に渡り金庫に保管していた。

しかし、指定管理業務の年度終了実績報告の際に提出された収支決算書の確認の際に、運営委員会の内部監査を経た総会で承認された決算書と同一であることをもって、適正と判断し、現金出納簿等の帳簿を求めていなかったことにより、帳簿の作成ができていないことや長期間現金を金庫内に保管している事態を把握できず、指導等が行えていなかったものである。

このように、現金出納簿等を作成しておらず、日々の出納状況の記録もない状況で多額の現金を金庫で保管することは、現金の紛失などのリスクが極めて高く適正とは認められない。

指定管理業務の実績報告については、提出された収支決算書等の根拠資料となる現金出納簿等の提出を求め、指導等を適正に行われたい。